

# 仕 様 書

## 1 借受物品名称及び数量

水質監視システム用端末機等 一式

## 2 規格及び数量内訳

別紙1のとおり。

## 3 適合品

別紙2のとおり。

※規格を示す物品の例として「適合品」を示しているが、当該製品を指定するものではない。

## 4 納入期限

令和3年(2021年)9月30日

(納入場所が17か所あるため、設置・設定確認にかかる日数を見込んで納入期限までに順次設置すること。)

## 5 契約期間

令和3年(2021年)10月1日から令和8年(2026年)9月30日まで(60か月)

## 6 納入及び検査場所

別紙3のとおり。

## 7 特記事項

- (1) 受注者は納入期限までに、本機器の運搬、設置並びに作動及び性能確認を行い、使用可能な状態にさせること。
- (2) 納入物は全て仕様書に準じた内容でかつ新品であること。
- (3) 受注者は機器等の梱包材を納入後速やかに引き取ること。
- (4) 契約の履行確保のため、選定した製品のメーカー等出荷元から出荷証明を求めることがある。その場合、出荷証明の提出が可能なが契約(発注)の条件となる。
- (5) 適合品以外で参加する場合は、入札書提出前に別紙1に掲げられた全ての性能・仕様の項目に適合していることを示す書類を持参し、担当課の確認及び署名を受けた後、入札書提出期限までに同等・規格確認書(原本)を経営企画課(契約担当)へ提出すること。
- (6) 同等品の判断には時間を要する事例もあり、入札書提出期限までに間に合わないことがあるため、確認に要する時間を考慮して担当課へ同等品の確認を依頼すること。
- (7) 受注者は納入日時、方法等について本市担当者と事前に十分打合せを行うこと。
- (8) リース期間満了後におけるリース物品の買取り又は再リースについて当事者は協議をすることができる。
- (9) 設定作業及び調整を行った後に、正常に一体として最良の状態では機能しない場合は、受注者が原因究明に協力すること。(なお、設定作業及び調整は別途担当課が委託した業者が行う。)

## 8 担当課

〒001-0045 札幌市北区麻生町8丁目1-15 創成川水再生プラザ内  
札幌市下水道河川局事業推進部処理施設課水質管理係 (011-717-5829)